

### 第37回四日市人権・同和教育研究大会に参加して

8月23日(日)四日市人権・同和教育研究会主催の教育研究大会に会長・事務局長と一緒に参加させていただきました。

本大会は私にとって昨年に続き2回目の参加となりますが、前回とは違った目線でこの大会の狙いとするとところを確かめることが出来た有意義な機会でした。テーマは「みんなでつくろう差別のないまち、～差別をなくす主体者としてつながろう 強い絆で～」として、基調提案、記念講演、代表団体の事例発表、参加者どうしのディスカッションと約6時間かけた交流の中から得られたものを、主体者が各自のフィールドで実践に活かせるようにしています。

基調提案の中に、各地区の人・同協が担うべき課題と求めている姿が示されているので、抜粋し以下に紹介させていただきます。

『近年、人と人とのつながりが薄れ、子育てに対する社会の連帯意識が低下する傾向があると言われていています。そしてそのことが、社会全体の教育力の低下に結びついているという指摘がなされています。「人権のまちづくり」が目指すものは、人と人とのつながりです。今こそ、人とのつながりを大事にする人権・同和教育を社会全体で幅広く展開し、人権に根差した文化を地域社会につくりあげる必要があります。

市内各地では、人・同協など各種団体において、人権問題に対する啓発活動が積極的に進められています。

こうした活動に一人ひとりが積極的に参加して、人権について学ぶ機会を持ち、

日常生活の中にあるさまざまな人権問題に気づき、その解決に向け行動することが大切です。

しかし、自分には関係がないと無関心であったり、自分の差別意識に気づいても向き合おうとしなかったりする人もいます。社会の中には、旧来からある偏見や差別意識に加えて、情報化社会における新たな課題も出てきています。一人ひとりが人権尊重の観点からさまざまな問題に気づき、日常生活において自らの生き方を変える習慣を身に付けていきましょう。そして参加者一人ひとりが人権問題に対する正しい認識と行動力を培う場と位置づけ、互いに人権意識の高揚を図っていきましょう。  
＝以上抜粋＝

(終わりに)

当海蔵地区人・同協では、これまで広報紙の発行、地区懇談会、人権を考える集いなどを開催して読者、参加者の方々に、「気づき」や「出会い」の場を提供してきていますが、前述の課題に掲げられているように、当会においても十分な取り組みには至っていません。お互いの人権を大切にすることは「差別のない明るくすみよいまちづくり」の第一歩です。私共の活動が地域の皆さま方に人権問題を正しく理解していただくことの一助となればと願っています。会合開催時にはお気軽にそして多くの方々のお越しをお待ち申し上げます。

(記 啓発部 橋本 茂)

## 日本国憲法は、主権者の国民が つくったもの

### 1. はじめに

「憲法」に関する学習シリーズは、第1回を第54号(2013年8月1日)に掲載してから、このたび第10回目の最終回を迎えることができました。

(バックナンバーは、海蔵地区のホームページ <http://www.kaizotiku.org/> でご覧いただけます。)

そこで、閲覧の便を図るため、目次を兼ねて過去の掲載状況を整理しておくこととします。

#### 第1回(第54号2013.8.1)

国民が、人間らしく生きる権利を獲得した社会 ～日本国憲法の成立とその歴史～

##### 1. 憲法とは何か

(1) 憲法は法律の親分ではない

(2) 『法による支配』

#### 第2回(第55号2013.11.1)

GHQの非軍事化政策と民主化政策  
～日本国憲法の成立とその歴史①～

##### ・はじめに

##### ・非軍事化政策と民主化への転換推進

#### 第3回(第56号2014.2.1)

憲法の基本原理から考える

＝日本国憲法の成立とその歴史②～

##### ・はじめに

##### ・憲法の基本原理

##### 1. 憲法の内容

##### 2. 立憲的意味の憲法

① 国民の政治参加

② 権力分立

③ 基本権の保障

##### ・日本国憲法の成立

#### 第4回(第57号(2014.5.1))

日本国憲法が誕生するまで

～日本国憲法の成立とその歴史③～(つづき)

□「押しつけられた憲法」?

#### 第5回(第58号2014.8.1)

人間らしく生きる権利「人権」

～日本国憲法の誕生から考える～

##### ・はじめに

・日本国憲法の「人権」条項を読み解く

・憲法における〔国民〕規定の疑問

#### 第6回(第59号2014.11.1)

人間らしく生きる権利を保障する日本国

憲法

～人権の長い歴史を礎とする日本国憲法～

##### ・はじめに

・前文について

#### 第7回(第60号2015.2.1)

日本国憲法の基本原理

～主権在民主主義・民主主義・国際平和主義～

#### 第8回(第61号2015.5.1)

国民が本当の主権者となるために①

～代表者と国民とのまともな信託関係は

できているか～

##### 1 はじめに

2 国の政治の進め方

3 まともな信託関係はできているか

#### 第9回(第62号2015.8.1)

国民が本当の主権者となるために②

～選挙権18歳への引き下げと主権者教育は

どうする～

##### 1 はじめに

2 18歳選挙権と主権者教育

3 主権者教育をどう進めるか

## 2. 憲法についてもっと語ろう

今年、1945年8月14日にポツダム宣言を受諾してから70年目の節目の年にあたります。このシリーズで学んでいたように、日本国を、どういう風に治め、国の仕事をどういう風にやっていくかを決めた、いちばん根本となっている規則である「日本国憲法」は、1946年11月3日に公布、半年後の1947年5月3日に施行されました。この「大日本帝国憲法」（いわゆる明治憲法）を改正した日本国憲法によって、すべての国民に様々な権利が保障されるとともに、二度にわたる大戦によって、自国のみならず関係諸国で多数の人々を殺傷し財産に多大な損害を与えたことを深く反省し、これからは絶対に戦争はしない国であることを世界に向かって堂々と宣言した国として70年を歩んできました。

その結果、見事に目的を達成するとともに平和貢献活動に多大な寄与をするという歴史に残る成果をあげることができました。わが国はこれからも、恒久の平和を念願する憲法の精神を尊重し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚して、平和を愛する諸国民の公正と信義を信頼して、われらの安全と生存を保持していこうではありませんか。

### (1) 憲法は、誰のものか

憲法をご覧いただくとまず、目に入るのは前文と言われるもので、抜粋ですが下記の事柄などが明記されています。第1項で、「日本国民は、(中略)主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。(以下略)」とあり、日本国民が新たに制定した民定憲法であると定めています。明治憲法のようにこの国の主権者として君臨していた天皇が定めた

「欽定憲法」ではないことを明確に否定しています。

これが1番目の重要ポイントです。

なお、日本国憲法の成立過程については、第2回から第4回をご参照くださいれば幸いです。

### (2) 憲法を守るのは誰か

次に、第2の重要なポイントですが前文で、まず、主権が国民に存することを宣言し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにする仕組みとして「法の支配」による『法の政治』を選択し、「人の支配」による『人による政治』にならないようにすることを定めるとともに、憲法を無視して暴走することのないようにするために、第99条で「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と定めています。ここには、「国民」という文字はありません。これでお分かりになったと思いますが、わが国は、「立憲主義国家」であり、国の最高法規である憲法を守るのは、第99条に挙がっている人達です。

しかし、各種のアンケート調査で「国民が(も)守るもの」と誤解して答えられる方が多分におられるようです。

憲法は、自分には関係ないものだと端から敬遠しないで、折角持っておられる自分の様々な権利や自由を守るために、機会を捉えて学び、語り合って正しい知識と認識を深化し行動にまで繋げて戴ければ幸いに存じます。

長期間のお付き合い誠にありがとうございました。(おわり)

## お知らせ

### ◎第24回「人権を考える集い」開催報告

10月3日(土)海蔵小学校多目的室にて愛知部落解放・人権研究所理事、元中日新聞社編集委員の岩崎建彌さんを講師に、「市民と戦争～見捨てられた民間被害者～」と題した講演会を開催しました。63名の参加者とともに、70年前の空襲で受傷した民間被害者の現状について学習しました。運営にあたり多くの方々にご協力を賜りましたことに感謝申し上げます。



### ◎2015年度地区懇談会開催報告

- (1)阿倉川地区  
平成27年7月24日(金)
- (2)三ツ谷地区  
平成27年8月28日(金)
- (3)松ヶ丘・阿倉川新町地区  
平成27年9月18日(金)

上記三会場にて、総勢89名の参加をいただき、「高齢者問題」をテーマに開催しました。

関係者ならびに参加いただきました皆様にお礼申し上げます。

## 憲法クイズ

皆さんは日本国憲法をご存じですか？日本国憲法の条文を読んだことがありますか？

日々の暮らしの中で実感することはあまりないかもしれませんが、憲法は私たちの生活に溶け込んでいます。現代を生きる私たち日本人の精神の根幹をなすものと言っても過言ではありません。10回にわたって「学習のページ」で勉強していただきましたが、今回をもって一先ず終わりますので、簡単ですが簡単なクイズで締めくくりにしますので、考えてみてください。

### 問題

どちらの答えが正しいでしょうか？(13条の一部)

- 1 全て国民は、人として尊重される。
- 2 すべて国民は、個人として尊重される。

### 答え

#### 解説

1の「人」とは？  
人間。動物でない「人間」として尊重。  
2の「個人」とは？  
人種、個別、出自、思想、宗教、障害の有無など様々な個性をもつ一人ひとりの「個人」をそのまま丸ごと尊重。  
なぜ、日本国憲法は、「個人の尊重」か。  
戦前の反省から  
※家制度の廃止、国家を国民(「臣民」)の上に置く態勢からの脱却  
※思想弾圧、宗教弾圧、植民地主義に基づくアジア蔑視、女性差別(家制度)、障害者差別などに対する反省  
※このクイズは、名古屋北法律事務所のパンフレット「憲法クイズ本」vol.1を参考にして作成させていただきました。